

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起の翌日)  
に当たる休日は、  
(当日起の翌日)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字宝木字西浜一五六一の一〇〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年四月八日

・鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九の一七

第百八十九条の規定によりその内容を関係町役場に掲示したから、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので同法の規定により告示する。

昭和十四年四月八日

鳥取県知事 石破二朗

保安林の所在場所						分明である最後の森林所有者
郡	町	大字	字	地番	住所	氏名
八頭	若桜	根安	宮田口	五二五の三	八頭郡若桜町根安	中本秀雄
西伯	岸本	番原	大畑	四四七	西伯郡岸本町押口	伊田作次郎
日野	吉原	畠口	一〇〇〇	東京都杉並区大宮	砂口吉郎	
				前六丁目四五		

## 鳥取県告示第二百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石破二朗

## 一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字岡益字繁谷北六八八、六九〇、六九〇の三、字

## 細尾山六九五の一

## (二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## (三) 解除の理由

## 二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字下平二〇五の一、字湯谷口二八四

## 六 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市西福原字堀川尻成一六〇三の六、上福原字北浜温泉一八二

## 八の一、一八二八の三

(二) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

(三) 指定理由の消滅

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡名和町大字御来屋字東河原六四、字茶屋の許七六四  
(一) 保安林として指定された目的(二) 風害の防備  
(一) 解除の理由(二) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存(二) 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡名和町大字御来屋字東河原六四、字茶屋の許七六四  
(一) 保安林として指定された目的(二) 風害の防備  
(一) 解除の理由(二) 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡名和町大字御来屋字東河原六四、字茶屋の許七六四  
(一) 保安林として指定された目的(二) 風害の防備  
(一) 解除の理由

- (一) 保安林として指定された目的  
 (二) 潮害の防備  
 (三) 解除の理由  
 (四) 指定理由の消滅
- 七 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
 米子市愛宕町四九の一から九六の三まで、祇園町一丁目八四、久  
 米町九六の一から九六の三まで、九九
- (二) 保安林として指定された目的  
 名所又は旧跡の風致の保存
- (三) 解除の理由  
 指定理由の消滅
- 八 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
 米子市和田町字上松中三三五一の一、字下灘屋敷東三三九一の一  
 三三九一の三、三三九一の四、三三九三の一、三三九三の三
- (二) 保安林として指定された目的  
 潮害の防備
- (三) 解除の理由  
 指定理由の消滅
- 九 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
 境港市小篠津町字御崎灘二三八
- (二) 保安林として指定された目的  
 潮害の防備
- (三) 指定理由の消滅
- 指定理由の消滅
- 指定理由の消滅

## 鳥取県告示第二百三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字美用字奥山一、字小屋ノ谷一五一、字小黒目二二四（次の図に示す部分に限る。）、大字下蚊屋字大塔口一の一、四二の二、四二の一、字箸建五の一、大字助沢字向山四二の一、四二の二、四四の一、四四の五、字小林四四七、四四八、字向ヒナ平四五八から四六一まで、四六六、四六七の一、四六七の三、四六七の四、字小屋谷四七八の一、字奥山四七九の三、四八一の三、字ヌク湯大塔四八二、字川平四八三の一から四八三の一九まで、四九三の一から四九三の五まで

## 一 (二) 指定の目的

(一) 指定の目的  
 水源のかん養

## (二) 指定施業要件

## 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五、四八九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字助沢字細谷八の一、九、一〇、字細谷上ミニ一

の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、大字俣野字林ヶ谷奥

二五八一、二五八一、字吉ヶ谷カゲ二五八七、二五八八、字吉ヶ谷

日向二五九〇から二五九三まで、字穴ヶ崎平二五九七、二五九八、

二五九九の一、二六〇〇から二六〇二まで、字荒神ノ峯二七〇二、

二七〇三の一、二七〇三の二、字後口ノ谷二七一、字三平山深山

口平二七一五の一、字牧塔二七一六、字地極谷二七一七、二七一八、

二七一九の一、字三平山ウレ右平二七二三の一、字熊野山三三九〇

の一

2 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

四 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字瀧ヶ谷山二〇一七の一、二〇一七の二、二〇一七の四、二〇一七の七、二〇一八、二〇一九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 五一

## 保安林予定森林の所在場所

小ムクロ一五〇、字空山一五一から一五四まで、字下見谷一五五から一五九まで、字足谷下平二七二、二七三、字足谷上ミ平六三四から六四二まで、字足谷奥六四三の一、字寺谷平奥六四四から六五一まで、字寺谷平ラ六五二、字林口八二八の一、字一ノ谷平九二八、九二九の一、九二九の二、九三〇、字岩谷下モ平九三一、字カンド平一〇六二

## (一) 指定の目的

## 水源のかん養

## (二) 指定施業要件

## 立木の伐採の方法

## (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

## 六

## (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字豆ヶ原一七九三の一、字猶原頭一七九四、一七九五の一、字鉄穴林一七九六、字三谷上ミ平ラ一八三四、一八

三五

## (二) 指定の目的

## 水源のかん養

## (三) 指定施業要件

## 立木の伐採の方法

## (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び江村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 正 誤

昭和四十四年三月鳥取県告示第百七十一号（解除予定の保安林にする旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 頁 段 行 誤 正

二 上 五 昭和四十三年 昭和四十四年